

甲府一高コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

1 趣旨

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

2 根拠

法律(地教行法第47条の5)に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には、主な役割として、

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

の3つがあります。

3 甲府一高のコミュニティ・スクール

環境:所在地は甲府市であるが生徒は全県から集まっており、地域コミュニティを甲府市とするには無理がある。

課題:WWLのコンソーシアム構築と探究活動



テーマ・コミュニティ※

甲府一高のテーマ

「WWLのコンソーシアム構築と探究活動の全校体制による進化と深化」

設置日:令和6年(2024年)4月1日